



平成 28 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社イトーキ  
代表者名 代表取締役社長 平井 嘉朗  
(コード：7972、東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
企画本部長 牧野 健司  
(TEL. 03-5566-7041)

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「子会社である株式会社ダルトン普通株式（証券コード 7432）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び子会社である株式会社ダルトン普通株式（証券コード 7432）に対する公開買付期間延長等に関するお知らせ

株式会社イトーキ（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 8 月 3 日開催の取締役会において、株式会社ダルトン（株式会社東京証券取引所 JASDAQ、証券コード 7432、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 28 年 8 月 4 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けに係る公開買付届出書の特別関係者による株券等の所有状況の一部に訂正すべき事項が確認されましたので、訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を延長することといたしました。

これに伴い、平成 28 年 8 月 3 日付「子会社である株式会社ダルトン普通株式（証券コード 7432）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますのでお知らせいたします。

## 記

訂正箇所には下線を付しております。

### 1. 買付け等の目的等

(訂正前)

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(前略)

他方で、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、対象者普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを平成 28 年 12 月に開催が予定されている対象者の第 71 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の付議議案とすることを対象者に要請する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

他方で、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、対象者普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを平成 28 年 12 月に開催が予定されている対象者の第 71 期定時株主総会の付議議案とすること、または株式併合及

び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催すること（以下、上記対象者の第71期定時株主総会または上記臨時株主総会を「本株主総会」といいます。）を、対象者に要請する予定です。

(後略)

## 2. 買付け等の概要

### (2) 日程等

#### ② 届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

平成28年8月4日(木曜日)から平成28年9月15日(木曜日)まで(30営業日)

(訂正後)

平成28年8月4日(木曜日)から平成28年10月5日(水曜日)まで(42営業日)

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ② 算定の経緯

(訂正前)

(前略)

#### f. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

#### f. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を42営業日としております。

(後略)

### (8) 決済の方法

#### ② 決済の開始日

(訂正前)

平成28年9月23日(金曜日)

(訂正後)

平成28年10月12日(水曜日)

以 上